

「会員企業支援事業」をご活用ください

林産試験場は手厚い企業支援メニューを用意しています。
協会が実施する「会員企業支援事業」を通じて、林産試験場をご活用ください。

■会員企業支援事業とは

協会会員が、

- ・道総研林産試験場に、依頼試験、設備使用、技術指導
を依頼した場合に、所用費用の2分の1以内を補助する制度です。

■事業の流れ

1. 林産試験場への、依頼試験（設備使用、技術指導等も同様）の申し込み
2. 道総研への、所用費用のお支払い
3. 林産試験場での、依頼試験等の実施
4. 協会への、支援事業への申し込み（2024年度は、2025年1月末 締切）
5. 会員企業への、所用費用の2分の1以内の補助（2025年2月 お支払い）

■支援事業への申し込み方法

- ・支援事業の対象となるのは、

2024年2月1日から2025年1月31日までに依頼し、道総研に所用費用を納付済み、のものです。

- ・協会所定の書式によりお申し込みください（書式は協会にご請求ください）。
- ・申し込みは1社1件とし、1件の補助額上限は10万円以内です。

（助成金の総額が予算枠（50万円）を超える場合、上限額10万円を下回る場合もあります）

■問い合わせ・書式請求先

一般社団法人北海道林産技術普及協会 担当：坪池

TEL・FAX：0166-75-3553 メール：a-tsuboike@chic.ocn.ne.jp

林産試験場技術支援制度のご紹介

依頼試験とは・・・

- ・JISやJASなどの規格に基づいた試験や分析などを実施し、成績書を発行します。
- ・木材や木製品の材質や性能などに関する試験や分析、鑑定を実施しています。
（クレームや係争に係る試験については第三者機関からの依頼以外はお受けできません）

設備使用とは・・・

- ・製品開発のために試作や性能試験をする際に必要な機械設備をお貸しする制度です。
- ・木材加工機械や試験機器などが設備使用の対象となります。
（販売を目的とする製品の製造や事業（化）と関係のない個人的な利用には使用できません）

お問合せ先・・・

- ・林産試験場 企業支援部 普及連携グループ TEL：0166-75-4233（内線415）